

## 群馬大学学生の懲戒等に関する規則

平成25.12.1 制定

改正 平成26.4.1 平成27.12.2

平成28.7.1 令和元.10.1

令和 4.4.1 令和 6.4.1

### (趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第56条の規定に基づき行う懲戒（群馬大学大学院学則第56条の規定により大学院学生への懲戒を含む。）及び懲戒とは別に行う教育的措置（以下「懲戒等」という。）に関し必要な事項を定める。

### (懲戒の内容)

第2条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 退学 群馬大学（以下「本学」という。）の学生としての身分を喪失させることをいう。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学 一定期間（1か月以上6か月以下をいう。）又は期間を定めずに登校及び本学の学生としての活動を禁止することをいう。
- (3) 訓告 注意を喚起し、将来を戒めることをいう。

### (教育的措置)

第3条 学長は、第6条に規定する訓告の基準に該当する行為を行った学生で懲戒するに至らないと判断する者に対し、学生の本分についての反省を促すため、教育的措置を行うことができる。

2 教育的措置の内容は、次の各号に掲げる教育的措置の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 厳重注意 文書により強く反省を求めることをいう。
- (2) 注意 口頭により反省を求めることをいう。

### (退学の基準)

第4条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命ずることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。
- (4) 本学が実施する試験、レポート提出及び研究報告並びに授業（以下「試験等」という。）において不正行為を行った場合で、特に悪質と判断されたとき。

### (停学の基準)

第5条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命ずることができる。その停学の期間には、本学の学則に定める休業日を含める。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。
- (4) 試験等において不正行為を行った場合で、悪質と判断されたとき。

(訓告の基準)

第6条 学生が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、訓告を命ずることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において違法行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (4) 試験等において不正行為を行った場合

(懲戒処分の指針)

第7条 この規則に規定する懲戒の基準に該当する行為（以下「違法行為等」という。）における標準的な量定は、別表に定める懲戒処分の指針によるところとする。ただし、具体的な量定の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項のほか、適宜、日頃の学業態度や違法行為等の後の対応等も含め総合的に勘案の上、判断する。

- (1) 違法行為等の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 他の学生及び社会に与える影響
- (4) 過去の違法行為等

2 悪質性は、当該学生の態様、違法行為等に至る動機等を勘案の上、判断する。

3 個別の事案の内容によっては、別表に掲げる量定以外のものとすることができる。

4 過去に懲戒等の処分を受けた者が、再度懲戒等に相当する行為を行った場合は、悪質性が高いものとみなし、重い処分を課することができる。

5 別表に定めのない違法行為等についても懲戒処分の対象となる場合もあり、これらについての量定は、別表に定める量定を参考として判断する。

(懲戒等の手続)

第8条 学部長、研究科長、学府長及び学環長（以下「学部長等」という。）は、懲戒等に該当すると認められる行為があったことを知ったときは、速やかに事実関係を把握し、第1報を学長に報告するとともに、必要に応じて学生懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事実調査を行う。

2 前項の事実調査を行うに当たっては、調査の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合、当該学生からの求めに応じ、2人以内の補佐人の同席及び陳述を認める。

3 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 学部長等は、委員会を設置した場合は委員会からの調査結果、委員会を設置しなかった場合はその事実調査をした者からの調査結果に基づき、調査結果報告書を作成し、懲戒の事案にあつては教授会又は学環運営委員会（以下「教授会等」という。）の議を

経て、教育的措置の事案にあつては必要に応じて教授会等の議を経て、当該調査結果報告書及び懲戒等の処分案を学長に報告する。

(懲戒等の処分の決定)

第9条 学長は、前条の報告を受けたときは、懲戒等の処分の要否及び懲戒等の処分を要するときはその内容を決定し、学部長等に通知する。

2 学長は、退学処分を決定する場合は、教育研究評議会の議を経て行う。

3 学長は、学部長等に教育的措置を行わせることができる。

(懲戒処分の告知及び告示)

第10条 学長は、懲戒処分を決定したときは、通知書の交付をもって当該学生及び保証人(保護者を含む。)に告知する。

2 学長は、前項の告知をしたときは、当該学生の氏名及び学籍番号を伏せ、当該学生の所属、懲戒の内容及び懲戒の事由を学内に告示する。

3 告示の場所は、学内各学部掲示板及び学務部掲示板とする。

4 告示の期間は、告示日から1週間とする。

(懲戒処分及び学籍異動)

第11条 学長は、懲戒処分の対象となっている学生から当該懲戒処分の決定前に自主退学の願い出があつたときは、この願い出を受理しない。

2 学長は、停学中の学生から当該停学期間を含む期間の休学の願い出があつたときは、この願い出を受理しない。

3 学長は、休学中の学生に対して停学処分を命ずる場合は、当該学生の休学許可を取り消す。

(停学の期間の取扱い)

第12条 停学の期間計算は暦日によるものとし、処分の効力発生日の翌日から起算する。

2 停学の期間は在学期間を含め、修業年限に含めない。ただし、3か月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(停学処分の解除)

第13条 学部長等は、第2条第2号に規定する期間を定めない停学(以下「無期停学」という。)の処分(以下「無期停学処分」という。)を受けた学生について、反省の程度及び学業意欲等を総合的に勘案して無期停学処分を解除することが適当であると認められる場合は、教授会等の議を経て、その処分の解除を学長に申し出ることができる。

2 学長は、前項の申出に基づき、無期停学処分を解除することができる。

3 無期停学処分の解除は、無期停学の開始日から6か月経過した後でなければ、これを行うことはできない。

(停学中の学生指導)

第14条 学部長等は、停学期間中の学生に対し、必要に応じて面談及び指導を行わなければならない。

2 学部長等は、停学期間中の学生から履修登録の申し出があつた場合は、停学期間終了後、当該学部長等が定めた期間内に履修登録を認めることができる。

(取得単位の無効)

第 15 条 試験等において不正行為を行った学生に対しては、次の各号に定める単位を無効とする。

(1) 退学又は停学の処分を受けたときは、原則として当該不正行為を行った学期において履修した全授業科目の単位

(2) 訓告の処分又は教育的措置を受けたときは、原則として当該不正行為を行った授業科目の単位

(自宅待機)

第 16 条 学部長等は、教育上の配慮が必要と認められる場合は、違法行為等を行った学生に対し懲戒等の処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

(刑事裁判との関係)

第 17 条 懲戒等の手続は、当該懲戒等に係る事案が刑事裁判所に係属しているものであっても、進めることができる。

(不服申立て)

第 18 条 懲戒処分を受けた学生は、その処分について不服があるときは、第 10 条による文書を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に別に定める不服申立書により、学長に申立てをすることができる。

2 学長は、前項による不服申立書を受領した場合、直ちに当該学生が属する学部等の学部長等に再調査を行わせた上で、速やかに審査の要否を決定しなければならない。

3 学長は、審査を要しない旨を決定した場合、速やかにその旨を文書で当該学生に通知する。

4 第 2 項の審査に関し必要な手続については、第 8 条から第 10 条までの規定を準用する。

5 第 1 項による不服申立てを行った場合の当該懲戒の効力は、前第 2 項から第 4 項による当該審査が終了するまで継続する。

(規則の改廃)

第 19 条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に行った違法行為等の懲戒等については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

懲戒処分の指針

区 分	違 法 行 為 等 の 種 類	懲戒の標準的な量定		
		退学	停学	訓告
犯 罪 行 為 等	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	○		
	故意又は重大な過失による傷害行為	○	○	
	薬物等に関わる犯罪行為	○	○	
	窃盗、万引き、恐喝、詐欺等の犯罪行為	○	○	○
	他人を傷つけるに至らないが、迷惑を掛けるような暴力行為及び言動		○	○
	痴漢行為(覗き見、盗撮その他の迷惑行為を含む。)	○	○	○
	ストーカー行為	○	○	○
	コンピュータ又はネットワークを利用した悪質な不正行為及び目的外使用	○	○	
	コンピュータ又はネットワークを利用した不正行為及び目的外使用		○	○
交通事 故 ・ 違 反	無免許運転、飲酒運転及び暴走運転等により死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	○		
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等により人身事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反		○	○
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合		○	
	故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
	故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○	○	○
飲 酒	20歳未満の者が飲酒をした場合又は20歳未満の者と知りながら飲酒をさせた場合	○	○	○
	飲酒を強要して重大な事態を生じさせた場合	○	○	○
研究活動 不正行為	発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び虚偽の研究成果公表を行った場合	○	○	○

試験等における不正行為	試験等において、身代わりをさせ、又は身代わりをして受験等をする不正行為を行った場合	○	○	
	試験において、次に掲げる不正行為のいずれかを行った場合で悪質なもの (1) 隠し持ったメモ、書籍、機器若しくは他者の答案を見ること又は他者に教わること。 (2) 他者に答案を見せること又は他者に教えること。		○	
	レポート提出又は研究報告において、他者のレポートやウェブ、書籍等から内容を引き写し、又は出典を明記せずに引用した場合		○	○
	試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合			○
	試験等において、不正行為を繰り返し行った場合、当該不正行為が社会的に重大な影響を及ぼすに至った場合又は当該不正行為が組織的に行われた場合	○	○	
	試験等において不正行為を行った場合		○	○
学内又は学外での違法行為等	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	○	○	○
	本学が管理する土地及び建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	○	○	○
	本学が管理する土地、建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等		○	○
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○
	ハラスメント等に当たる行為	○	○	○
	授業、実習、研修等で知り得た個人情報の故意又は過失による漏えい、紛失等	○	○	○
その他	本学の規則等に違反した場合又は学生としての本分に反した場合	○	○	○